

相続手続きのご案内

ご親族の皆様には、謹んでお悔やみを申し上げます。
また、生前のご厚誼に厚く御礼申し上げますとともに、
心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、ご生前の当金庫におけるお取引につきましては、
ご本人様のご逝去と同時に、相続が発生しているため、
相続人様に相続手続きをしていただく必要がございます。

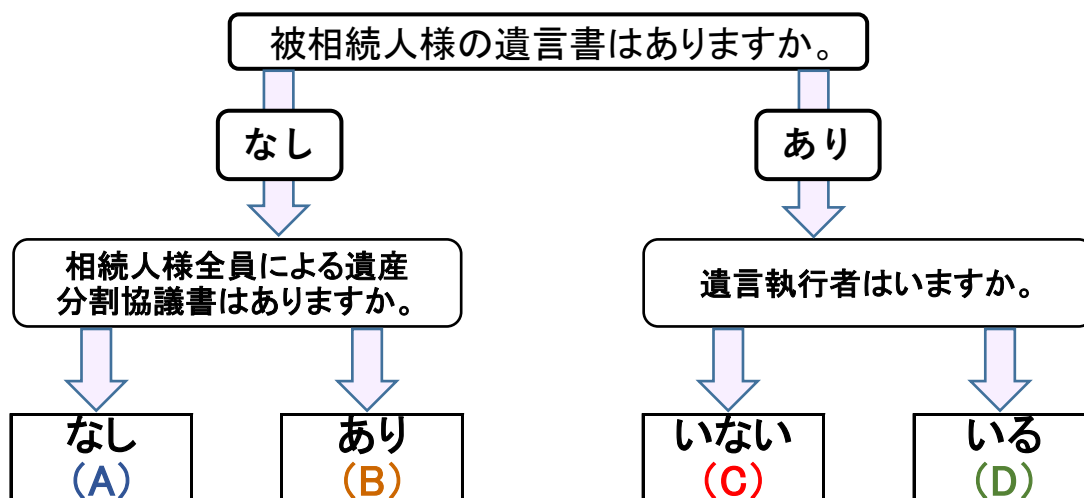
— ※亡くなられた方(被相続人様)のお取引について —

1. 亡くなられた方(被相続人様)の口座への入金や支払など、
すべてのお取引を停止させていただきます。
2. 年金の受け取りとしてご利用いただいていた口座へ年金振込が
ありましても入金はできません。
年金事務所で必要な手続きをお取りください。
3. 振込金の受取口座にご利用いただいていた場合は、相続人様の
口座への振込に変更するなど、振込人の方にご連絡をしてください。
4. 公共料金、その他各種の口座振替をご利用いただいていた場合は、
相続人様の口座からの引落としなどの手続きをお取りください。
5. 出資金・融資・投資信託・国債・貸金庫などのお取引については、
それぞれの手続きがございますので、詳しくは担当者から説明
させていただきます。

相続手続きとご用意いただく書類など

必要な書類をご用意いただきますようお願いいたします。
遺言の有無、相続人様による遺産分割協議書の有無などにより、
ご用意いただく書類に違いがあります。

【遺言書・遺産分割協議書の有無による相続方法】



遺言書なし	遺産分割協議書なし (A)	(ア)共同相続の場合 ご預金額の定めなし(イ・ウ以外)	
		(イ)簡易相続 当金庫全体でご預金が100万円以下(出資金含む) (ウ)少額特例相続 当金庫全体でご預金が10万円以下(出資金含む) <u>原則、営業店で法定相続人様の面前自署が必要です。</u> * 但し、(イ)・(ウ)とも下記に該当する場合は取り扱いできません。 ・融資取引(保証人含む)がある。 ・投資信託、国債、貸金庫取引がある。 ・遺言書、遺産分割協議書、審判書等がある。 ・相続人間での紛議等がある。	
		遺産分割協議書あり (B)	
遺言書あり	遺言執行者の選任なし(C)	自筆証書遺言の場合	(C1)
		公正証書遺言の場合	(C2)
	遺言執行者の選任あり(D)	自筆証書遺言の場合	(D1)
		公正証書遺言の場合	(D2)

次項の「相続方法別の必要書類一覧表」をご覧ください、それぞれの書類をご用意ください。

相続方法別の必要書類一覧表

相続方法		お手続き関係者	必要書類チェック欄	必要書類等
遺産分割協議書なし (A)	(ア) 共同相続 遺産分割協議書なし	法定相続人	☐	相続手続依頼書
			☐	相続人確認表、相続人関係者確認表(※)
			☐	被相続人様(お亡くなりになられた方)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等または法定相続情報一覧図
			☐	法定相続人様の戸籍謄本等または法定相続情報一覧図(被相続人様と同じ戸籍であれば不要)
			☐	法定相続人様全員の印鑑証明書(発行日より6カ月以内のもの)
			☐	通帳、証書、キャッシュカード、出資証券 等
	(イ) 簡易相続 (100万円以下)	法定相続人	☐	相続手続依頼書
			☐	相続人関係者確認表(※)
			☐	念書
			☐	被相続人様(お亡くなりになられた方)の戸籍謄本等または法定相続情報一覧図
			☐	法定相続人様の戸籍謄本等または法定相続情報一覧図(被相続人様と同じ戸籍であれば不要)
			☐	法定相続人様の印鑑証明(発行日より6カ月以内のもの)
	(ウ) 少額特例相続 (10万円以下)	法定相続人	☐	通帳、証書、キャッシュカード、出資証券 等
			☐	相続手続依頼書(少額特例用)
			☐	相続人関係者確認表(※)
			☐	被相続人様(お亡くなりになられた方)の戸籍謄本等または法定相続情報一覧図
			☐	住民票除票、死亡届(死亡診断書)、火葬許可証、 等
			☐	法定相続人様の戸籍謄本等または法定相続情報一覧図(被相続人様と同じ戸籍であれば不要)
遺産分割協議書あり (B)	共同相続	相続預金等を取得する 法定相続人	☐	本人確認資料 顔写真付きは1種類 顔写真なしは保険証等2種類 * 法定相続人様が当金庫とお取引がある場合は、お届け印を押印することで、本人確認資料の省略が可能です。
			☐	通帳、証書、キャッシュカード、出資証券 等
			☐	相続手続依頼書
			☐	遺産分割協議書
			☐	相続人確認表、相続人関係者確認表(※)
			☐	被相続人様(お亡くなりになられた方)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等または法定相続情報一覧図
			☐	法定相続人様の戸籍謄本等または法定相続情報一覧図(被相続人様と同じ戸籍であれば不要)
			☐	法定相続人様全員の印鑑証明書(発行日より6カ月以内のもの)
			☐	通帳、証書、キャッシュカード、出資証券 等

相続方法別の必要書類一覧表

相続方法		お手続き関係者	必要書類チェック欄	必要書類等
遺言執行者の選任なし (C)	(C1) 自筆証書遺言	相続預金等 を 取得する 法定相続人・受遺者	☐	相続手続依頼書
			☐	自筆証書遺言(裁判所の検認手続きがなされている原本)
			☐	被相続人様(お亡くなりになられた方)の戸籍謄本等 または法定相続情報一覧図 * 遺言書の内容によっては、受遺者様の戸籍謄本等をお願いする場合があります。
			☐	相続人確認表、相続人関係者確認表(※)
			☐	受遺者様の印鑑証明書(発行日より6カ月以内のもの)
			☐	通帳、証書、キャッシュカード、出資証券 等
	(C2) 公正証書遺言	相続預金等 を 取得する 法定相続人・受遺者	☐	相続手続依頼書
			☐	公正証書遺言(正本または謄本)
			☐	被相続人様(お亡くなりになられた方)の戸籍謄本等 または法定相続情報一覧図 * 遺言書の内容によっては、受遺者様の戸籍謄本等をお願いする場合があります。
			☐	相続人確認表、相続人関係者確認表(※)
			☐	受遺者様の印鑑証明書(発行日より6カ月以内のもの)
			☐	通帳、証書、キャッシュカード、出資証券 等
遺言執行者の選任あり (D)	(D1) 自筆証書遺言	遺言執行者	☐	相続手続依頼書
			☐	自筆証書遺言(裁判所の検認手続きがなされている原本)
			☐	遺言執行者選任審判書謄本 (遺言書内に遺言執行者の記載がない場合)
			☐	被相続人様(お亡くなりになられた方)の戸籍謄本等 または法定相続情報一覧図
			☐	相続人確認表、相続人関係者確認表(※)
			☐	遺言執行者の印鑑証明書(発行日より6カ月以内のもの)
	(D2) 公正証書遺言	遺言執行者	☐	通帳、証書、キャッシュカード、出資証券 等
			☐	相続手続依頼書
			☐	公正証書遺言(正本または謄本)
			☐	遺言執行者選任審判書謄本 (遺言書内に遺言執行者の記載がない場合)
			☐	被相続人様(お亡くなりになられた方)の戸籍謄本等 または法定相続情報一覧図
			☐	相続人確認表、相続人関係者確認表(※)
			☐	遺言執行者の印鑑証明書(発行日より6カ月以内のもの)
			☐	通帳、証書、キャッシュカード、出資証券 等

* 各種提出書類は、原本をご用意ください。当金庫にて原本をコピーのうえご返却させていただきます。

* 来店してお手続きされる方の本人確認書類をご持参ください。代理人(弁護士・司法書士等)に相続手続きを委任される場合は、委任状が必要となります。

* 相続人様の中に外国にお住まいの方や外国籍の方がおられる場合、詳細な確認が必要となります(相続人関係者確認表(※))が必要となります。

* 相続手続きの内容により、別途、書類をお願いする場合がございます。

* よくあるお問い合わせ

Q. 残高証明書発行が必要な場合

- A. 発行に際しては以下の書類をご持参ください。
- ①被相続人様がお亡くなりになられたことが確認できる戸籍謄本等
 - ②ご請求者様が相続人であることが確認できる戸籍謄本等、または遺言執行者、相続財産清算人等であることが確認できる公的書類
 - ③ご請求者さまの実印および印鑑証明書(発行日より6カ月以内)
 - ④ご請求者様のご本人確認ができる公的書類

Q. 未成年者の相続人様がおられる場合

- A. ①親権者様に代理人として相続手続きを行っていただきます。
(②の場合を除く)
- A. ②未成年者とその親権者が遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、親権者は未成年者の代理人となることはできません。
その場合は家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります。
⇒家庭裁判所の「特別代理人選任審判書謄本」が必要となります。
- A. ③親権者がいない場合、または親権者が管理権を有しない場合は、後見人が代理人となります。
⇒家庭裁判所の「未成年後見人選任審判書謄本」が必要となります。

Q. 高齢等で意思確認ができない相続人様がおられる場合

- A. 家庭裁判所で成年後見制度による成年後見人等の選任を受けた方に相続手続きを行っていただきます。
⇒法務局の「登記事項証明書」が必要となります(「代理権目録」が必要な場合があります)。
- 成年後見人と被後見人が遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、成年後見人は被後見人の代理人となることはできません。
その場合は後見監督人が手続きを行います。後見監督人が選任されていない場合は、特別代理人の選任が必要です。
⇒家庭裁判所の「特別代理人選任審判書謄本」が必要となります。また遺産分割内容により家庭裁判所の許可を受ける必要がある場合があります。
⇒相続手続きを行っていただく方の「印鑑証明書」が必要となります。

Q. 海外在住の相続人様がおられる場合

- A. 海外に在住している方には国内の印鑑証明書が発行されません。
⇒該当国の日本大使館、領事館が証明した印鑑証明書に代わる「サイン証明書」、住民票に代わる「在留証明書」等が必要となります。

Q. 外国籍の方の場合

- A. 必要書類等については、専門家(弁護士・司法書士等)にご相談してください。書類提出の前に日本語へ翻訳していただき、原本と翻訳文の両方をご提出ください。翻訳文には翻訳者の氏名と印鑑の押印をお願いします。
当金庫にて、弁護士・司法書士等、専門家の紹介が可能です。お気軽にお問い合わせください。

Q. 相続放棄した相続人様がおられる場合

- A. 相続手続きは、相続放棄をされた方を除外して行います。
⇒家庭裁判所の「相続放棄申述書に対する受理証明書」または「審判書謄本」が必要となります。

Q. 行方不明の相続人様がおられる場合

- A. 行方不明の状況に応じて、家庭裁判所による「失踪宣告」「不在者財産管理人の選任」などの法的手続きをお取りいただくことになります。
一般的には選任された不在者財産管理人の方に相続手続きを行っていただきます。
⇒家庭裁判所の「失踪宣告審判書謄本」、「確定証明書」または失踪宣告の審判確定が記載された「戸籍謄本」、不在者財産管理人の「印鑑証明書」が必要となります。

Q. 相続人様がおられない場合

- A. 家庭裁判所で利害関係者等の請求に基づき、審判による相続財産清算人の選任を受けた方に相続手続きを行っていただきます。
⇒家庭裁判所の「相続財産清算人選任審判書謄本」、「(支払いを許可する旨の)審判書謄本」、相続財産清算人の「印鑑証明書」が必要となります。

Q. 代理人(弁護士・司法書士等の専門家)に手続きを委任される場合

- A. 代理人(弁護士・司法書士等の専門家)に相続手続きを委任される場合は、委任状をご提出いただきます。この場合、委任される方と委任を受けた方の印鑑証明書が必要となります。

戸籍謄本を取得していただく際のお願い

相続手続きに必要な戸籍謄本をもれなくご用意していただくために、本書をご持参のうえ、市区町村役場担当者の方に「相続手続きに使用するため」とお申し出ください。

市区町村役場・担当者の方へのお願い

預金等の相続手続きを行うにあたり、次の書類を当金庫に提出していただくようお願いをしております。なお、転籍している場合には、その転籍先を請求者様にご教示願います。

◎被相続人様

出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本

- * 戸籍謄本に「改製」「婚姻」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっていますので、さらに、それ以前の戸籍謄本をお願いします。

◎相続人様(全員)

相続人であることが確認できる戸籍謄本

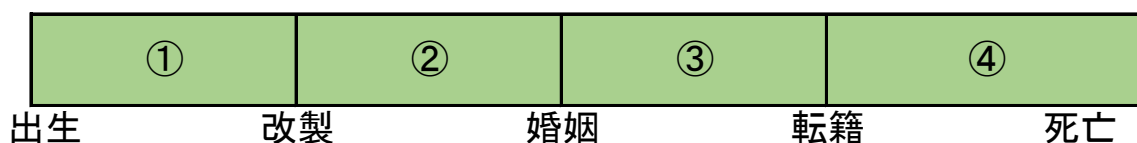
- * 被相続人様の戸籍(除籍)謄本で確認できる場合は不要です。

【ご参考】

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本とは？

戸籍謄本に「改製」「婚姻」「分家」「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっているため、さらにそれ以前の連続した戸籍(除籍)謄本を用意していただくことになります。たとえば、お亡くなりになる直前の戸籍のみでは、ご結婚等でお子様が独立され、除籍となっていると確認できない場合があります。その際は、別途婚姻前の謄本等が必要になります。

【例】下記の場合、期間①から④の連続した戸籍(除籍)謄本を用意していただくことになります。



戸籍の広域交付について

令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付制度が始まり、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書等を請求できるようになりました。

これによって

- 本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務地の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。
- ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市区町村の窓口で、まとめて請求できます。
- ※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。
- ※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

広域交付で戸籍証明書等を請求できる方

- 本人
- 配偶者
- 父母、祖父母など(直系尊属)
- 子、孫など(直系卑属)
- ※兄弟姉妹の戸籍証明書等は請求できません。

ご利用にあたっての注意事項

- 戸籍証明書等を請求できる方(上記参照)が、市区町村の戸籍担当窓口で請求する必要があります。
- 郵送や代理人による請求はできません。
- 請求される方の顔写真付き身分証明書の提示が必要です。

《相続人の範囲について》

1. 被相続人の配偶者は常に相続人となります。
2. 下記の方が配偶者とともに相続人となります。

①第一順位 → 【被相続人の子】

子がすでに死亡している場合は、孫が代襲相続人となります。

②第二順位 → 【被相続人の父母】

(第一順位の相続人がいない場合)

父母がすでに死亡していて、祖父母がご存命の場合は祖父母が相続人となります。

③第三順位 → 【被相続人の兄弟姉妹】

(第一順位、第二順位の相続人ともいない場合)

兄弟姉妹がすでに死亡している場合は、甥姪が相続人となります。

相続手続きをお考えのお客様へ 法定相続情報証明制度をご利用ください

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認したうえで、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

「法定相続情報証明制度」利用のメリット

- ・金融機関への戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります。
- ・取引金融機関が複数ある場合、提出書類の簡素化が図れます。
- ・金融機関での相続人確認時間が短縮され、手続きがスムーズに進み、スピードアップが図れます。
- ・不動産の相続登記において、戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります。

法務局へは、次の書類をお持ちください。

- ① 被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの謄本、除籍謄本等
- ② 被相続人の住民票除票（本籍地の記載のあるもの）または戸籍の附票
- ③ 相続人全員の戸籍謄抄本等（被相続人の死亡日以降に発行されたもの）
- ④ 申出人の運転免許証または住民票等（本人確認のための書類です）
- ⑤ 法定相続情報一覧図（法務局ホームページのひな形をご参照ください）
- ⑥ 法定相続情報一覧図の保管および交付の申出書
（法務局ホームページのひな形をご参照ください）

..... ※以下の書類は該当する場合にのみ必要となります

- ⑦ 一覧図に相続人の住所を記載する場合は、相続人の住民票
- ⑧ 代理人により申出を行う場合は、代理権限を証する書面（委任状）
- ⑨ 郵便により返信を希望する場合は、返信用封筒と郵便切手

参考

大阪法務局ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/>

- ◎ 時間が無く、戸籍謄本等の収集や一覧図の作成がご面倒な場合は、有償となりますが専門家（※）に依頼することも可能です。

※ 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、行政書士等

相続手続きでご心配なことはございませんか？

たとえば、

1 相続に関する手続きが大変そう

- ・平日は仕事が忙しくて役所や法務局などへ行く時間がなかなか作れない
- ・相続人が多いので書類のやりとりや遺産分割が大変そう
- ・高齢で動くのが大変
- ・相続人が遠方に住んでいるから何かと手間がかかりそう
- ・会ったことのない相続人がいる
- ・遠方にある役所とのやりとりの仕方がわからない

2 円満な遺産分割を希望するので専門家からアドバイスをもらいたい。

- ・相続手続きについて経験豊富な専門家に相談したい

3 「遺言書」について教えてほしい。

- ・「自筆証書遺言」があるけど、手続き方法がわからない
- ・遺言書の作成を検討しているが、専門家にアドバイスをもらいたい

4 相続税申告に詳しい税理士を紹介してほしい。

- ・相続税の申告が必要かどうかわからない
- ・相続税をたくさん納めたけど、払いすぎてないか調べてほしい

《最寄りの大阪シティ信用金庫各営業店にご相談ください。》



大阪シティ信用金庫では「遺産整理業務」について、信託会社や信託銀行と業務提携を行っております（お手続きには提携先所定の手数料が必要となります）。

《遺産整理業務》

相続人の調査と確定、遺産の確定と評価、財産目録・遺産分割協議書の作成、遺産の名義書換手続き、相続税の納税など、相続手続き全般をサポートいたします。

相続発生	1. 事前のご相談
	2. 遺産整理に関する委任のご契約
	3. 相続財産・債務の調査と資料収集
調査	4. 財産目録の作成
	5. 遺産分割協議書作成のお手伝い
手続き・届出	6. 相続財産の換金・名義変更
	7. 相続税等の納付・アドバイス
	8. 遺産整理業務完了のご報告

「遺産整理業務」のほか、遺産分割協議の調停、相続人間のトラブル、特別縁故者についてのご相談につきましては**弁護士**、「相続税申告」につきましては**税理士**の紹介が可能です。

初回は無料（1時間程度）でご相談いただけますので、お気軽にお問い合わせください。

●相続に関するお手続きは当金庫
ホームページで受付ができます。

<https://www.osaka-city-shinkin.co.jp/>

「てつづきする」または「各種手続」からお申し込みください。

- お電話でのご連絡
下記フリーダイヤルへご連絡ください。
本部集中センター
0120-946-765
月～金曜日 8:45～17:00
(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)

HP受付

